

# 平成27年度 高松市公開事業評価

日 時 平成27年 8月 9日(日)  
9:00~16:30 (受付8:30~)

会 場 高松市役所 (高松市番町一丁目8番15号)  
13階 大会議室 (受付・会場)



~ようこそ公開事業評価へ~

高 松 市

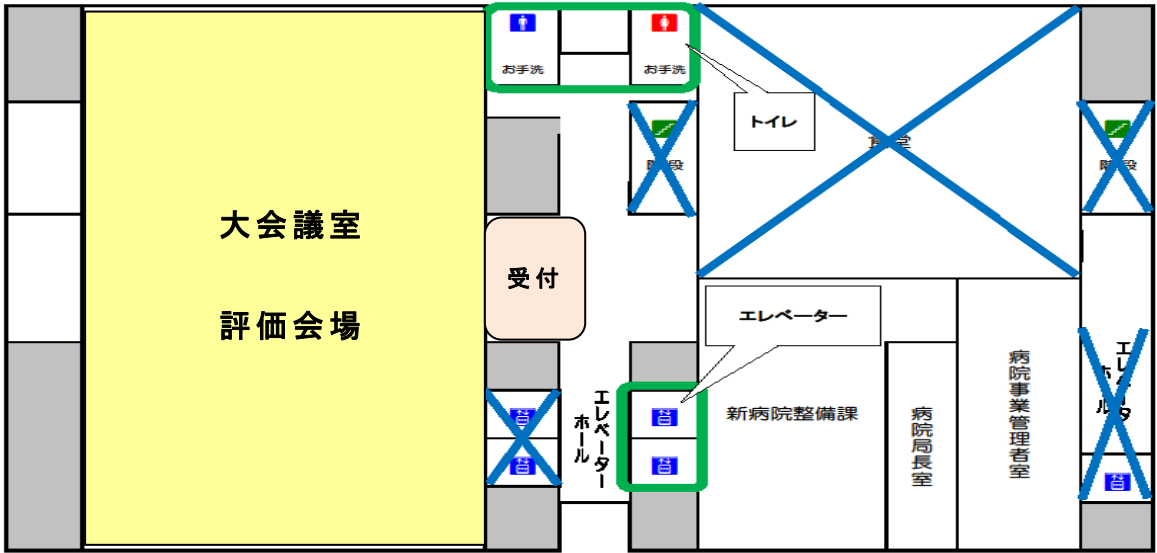
## 目 次

○ 会場案内	-----	1
○ 傍聴される皆様へ	-----	2
○ 公開事業評価スケジュール	-----	3
○ 評価体制	-----	4
○ 評価会場の配置	-----	5
○ 公開事業評価の概要	-----	6
○ 公開事業評価作業の流れと評価区分	-----	7
○ 公開事業評価対象事業の説明資料	-----	8
(1) 自治会活動推進事業	-----	8
(2) 交通安全教育等推進事業	-----	12
(3) 国民健康保険保健事業	-----	16
(4) 老人保護施設措置事業	-----	20
(5) 健康づくり推進事業	-----	24
(6) 新エネルギー普及促進事業	-----	28
(7) 美しいまちづくり推進事業	-----	32
(8) 生涯学習センター管理運営事業	-----	36
○ メモ欄	-----	40
○ 高松市役所周辺案内図	-----	41

会場案内 (トイレのご利用は、13階、1階でお願いします)

13階平面図

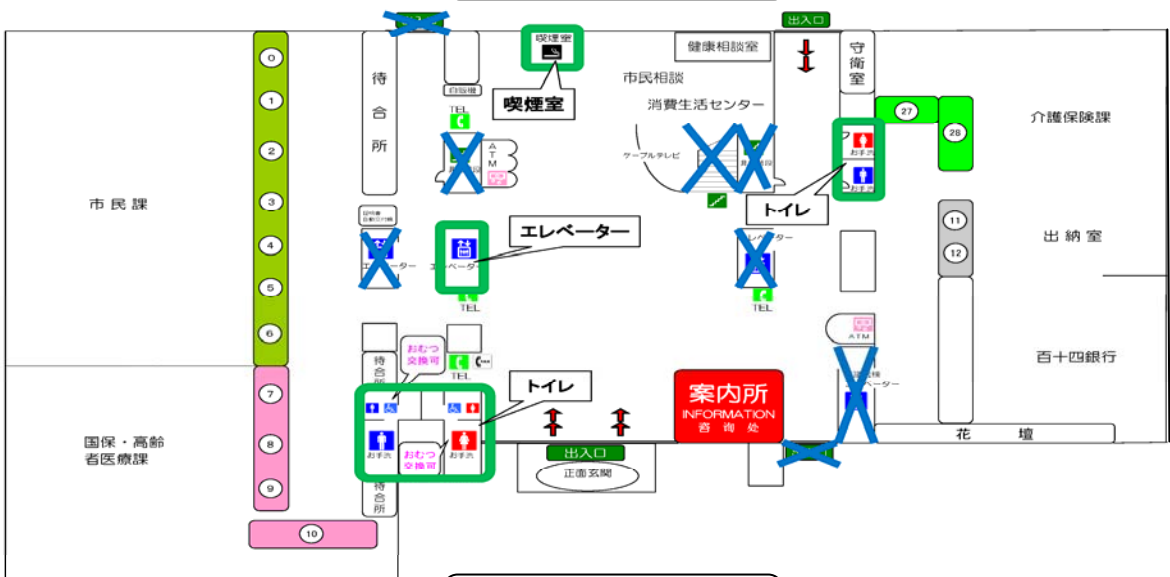
海(北)側



公園(南)側

1階平面図

海(北)側



公園(南)側

## 傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

### 注 意 事 項

- 公開事業評価の様子はユーストリームで実況中継されます。  
高松ムービー（動画）チャンネル（本市ホームページ「もっと高松」トップページ） <http://takamatsu.movertown.tv/>
  - 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場は自由ですが、事業評価作業中は、できるだけ控えてください。
  - 事業評価作業中に、傍聴の皆様からのご意見等を受け付けることはできません。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明することはご遠慮ください。  
（お配りしているアンケートで、傍聴の皆様のご意見をお伺いすることとしていますので、ご了承ください）
  - 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。  
（喫煙は1階の喫煙室をお願いします）
  - トイレのご利用は、13階、1階をお願いします。
  - 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
  - メモ・写真撮影は構いませんが、事業評価作業の妨げとならないようお願いします。  
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
  - その他、会場の秩序を乱し、または、事業評価作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。
- ※ 事業評価の判定結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。  
評価での議論や判定結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

公開事業評価スケジュール

予定時間	事業 No.	事業名等	担当
8:30 ~	—	受付開始	—
9:00 ~ 9:15	—	開会 あいさつ 概要説明	—
9:20 ~ 10:00	1	自治会活動推進事業	市民政策局 地域政策課
10:05 ~ 10:45	2	交通安全教育等推進事業	市民政策局 くらし安全安心課
10:45 ~ 10:55	—	休憩	—
10:55 ~ 11:35	3	国民健康保険保健事業	健康福祉局 国保・高齢者医療課
11:40 ~ 12:20	4	老人保護施設措置事業	健康福祉局 長寿福祉課
12:20 ~ 13:15	—	昼食休憩	—
13:15 ~ 13:55	5	健康づくり推進事業	健康福祉局 保健センター
14:00 ~ 14:40	6	新エネルギー普及促進事業	環境局 環境保全推進課
14:40 ~ 14:50	—	休憩	—
14:50 ~ 15:30	7	美しいまちづくり推進事業	都市整備局 都市計画課
15:35 ~ 16:15	8	生涯学習センター管理運営事業	教育局 生涯学習課
16:20 ~ 16:30	—	評価結果発表 閉会	—

※ 評価作業の進捗状況により、時間が前後することがあります。

評 価 体 制

役 割 分 担	氏 名	所 属 等
総合司会者	肥塚 肇雄	香川大学法学部 教授
評 価 者 (高松市行財政改革 推進委員会委員)	生嶋 暹	公募委員
	石田 雄士	高松市コミュニティ協議会連合会 事務局長
	乾 篤之	香川経済同友会 特別幹事
	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 相談役
	後藤 英之	公認会計士
	中澤 有紀	百十四銀行 金融業務部 資産運用グループ 調査役
	中島 保子	高松商工会議所女性会 常任理事
	中原 昌宏	公募委員
	村山 卓	香川大学大学院 地域マネジメント研究科 教授
市民評価者	無作為抽出した市民の方から募集 20名以内	

(五十音順・敬称略)

# 評価会場の配置

高松市役所 13階 大会議室

公園側

総合司会者

評価者

評価者

説明者控席

市事業説明者

市民評価者

市民評価者

傍聴席

海側

## 公開事業評価の概要

市民サービスの質の向上や業務のより一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、市民の方々から、見直しの方向性について意見をいただく場として、「公開事業評価」を実施します。

公開事業評価の成果を踏まえ、事業の廃止・改善による経費削減、事業の拡大による事業内容の向上など、一層の行財政改革に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

### <公開事業評価対象事業>

平成27年度事務事業評価結果で、今後の方向性が継続となっているもののうち、一般財源1,000万円以上かつソフト的な事務事業から、高松市行財政改革推進本部会<sup>※1</sup>において、市民の視点で今後の方向性を議論することが有意義と考えられる事業を選定し、高松市行財政改革推進委員会委員<sup>※2</sup>の意見を踏まえ、評価対象8事業を決定しました。

### <実施方法>

#### (1) 評価・判定体制

総合司会者1名、評価者<sup>※3</sup>10名以内（高松市行財政改革推進委員会委員）  
市民評価者<sup>※4</sup>無作為抽出した市民の方から募集 午前・午後で各20名以内

#### (2) 評価・判定作業

1事業当たりの所要時間を40分程度として、次の手順で評価・判定を行う。  
①事務事業評価表等を基に、当該事業担当所属長等から要点等の説明（5分程度）  
②評価者による質疑応答・議論（20分程度）  
③判定結果の集計（5分程度）  
④判定結果と総合司会者のコメント（5～10分程度）

#### (3) 判定区分

事業の説明や評価者の議論を聞いた上で、市民の立場から次の5つの区分で判定を行った上、評価者・市民評価者による判定を集計し、最多数を占めた区分を判定結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、総合司会者が判定を決定します。

A 拡充、B 継続、C 改善継続、D 縮小、E 廃止

※判定結果が、本市の最終判断ではありませんのでご注意ください。

判定結果や議論内容を、今後の事業見直しの参考とするものです。

※1 高松市行財政改革推進本部会

自主的かつ効果的に行財政改革を推進していくため設置された庁内組織。

※2 高松市行財政改革推進委員会委員

市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者）のうちから、市長が委嘱した者。

※3 評価者

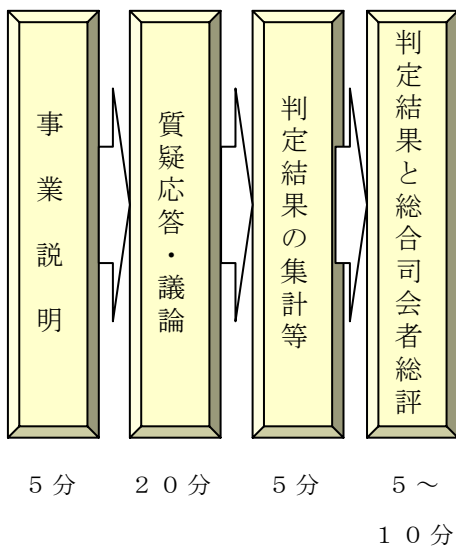
対象事業について、質疑や議論を実施し、事業の判定を行う者。高松市行財政改革推進委員会委員。

※4 市民評価者

市と評価者による質疑応答や議論を聞いた上で、事業の判定を行う者。無作為抽出した2,000名の市民の方から参加希望者を募集。



## 公開事業評価作業の流れと判定区分



区分	視 点
A 拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民のニーズや社会情勢から、事業を拡大すべき</li> <li>② 事業費を拡大することで、成果のさらなる向上が見込める</li> <li>③ 事業の内容（対象・給付額等）を拡大することで、成果のさらなる向上が見込める</li> </ul>
B 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 十分な成果を上げており、現状どおり事業を継続することが事業目的の達成につながる</li> <li>② 現状どおり事業を継続することが市民から求められている</li> </ul>
C 改善継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の対象や、手段・意図を見直すことで、成果が向上する</li> <li>② 事業の手法・内容に改善の余地がある</li> <li>③ 民間委託・指定管理者制度の導入等を検討すべき</li> <li>④ 自主財源確保（受益者に負担を求める等）をすべき</li> </ul>
D 縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業費を削減しても、成果および市民サービスの低下につながらない</li> <li>② 市民サービスの対象や内容が不必要に過大である</li> <li>③ 社会状況の変化や厳しい財政状況を踏まえ、事業規模を縮小すべき</li> </ul>
E 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市が実施することが適当でない、あるいは必要性が低い</li> <li>② 事業の目的が内容に合っていない、あるいはそもそも事業の必要性が低い</li> <li>③ 成果がなく、効果的な改善も見込めない</li> <li>④ 廃止しても市民サービスの低下につながらない</li> <li>⑤ 新たに創設された制度により、事業の必要性が低下した</li> </ul>

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		自治会活動推進事業				<b>事業開始年度</b>		平成8年度										
<b>上位施策名</b>		多様なパートナーシップによるまちづくり				<b>担当局</b>		市民政策局										
<b>根拠法令等</b>		高松市補助金等交付規則 高松市単位自治会加入・結成奨励補助金交付要綱				<b>担当課</b>		地域政策課										
<b>実施の背景</b>		自治会は地域コミュニティの中心的役割を担っている基礎的な地縁団体だが、その加入率は昭和56年頃から低下傾向にあり、特に近年その傾向が加速している。自治会加入率が低下し、地域の間関係が希薄化することで、防災・防犯・福祉・環境衛生等、様々な面でその影響が懸念される。																
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		地域コミュニティ組織の活動を推進することで、地域の連帯感を取り戻し、地域みずからのまちづくりを目指す。																
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	連合自治会連絡協議会、各地区（校区）連合自治会、連合自治会に属する単位自治会																
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金																
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	①高松市連合自治会連絡協議会の運営等に係る経費を補助し、自治会活動を推進する。 ②市内の各地区（校区）連合自治会に属する単位自治会への新規加入結成や集会所管理運営に係る経費を補助し、自治会活動を推進する。 ③自治会活動や地域コミュニティ活動の功労者を表彰し、自治会活動を推進する。																
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)	高松市地域まちづくり交付金 高松市ゆめづくり推進事業																
<b>コスト</b>			27年度（予算）		26年度（決算）		25年度（決算）		24年度（決算）									
	<b>事業費合計</b>		12,913	千円	13,817	千円	12,807	千円	13,026	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成26年度分)		①連合自治会連絡協議会運営補助                    4,766千円 ②広報等配布受託事業傷害保険料補助                827千円 ③自治会集会所管理運営補助                         3,760千円 ④自治会加入・結成奨励補助                         4,418千円 ⑤市長感謝状贈呈                                         46千円															
	<b>人件費</b>		1.0	人	7,381	千円	1.0	人	7,381	千円	1.0	人	7,240	千円	1.0	人	7,443	千円
	<b>総事業費</b>		20,294	千円	21,198	千円	20,047	千円	20,469	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>																	
	<b>地方債</b>																	
	<b>その他特財</b>		24	千円	20	千円	16	千円	15	千円								
			その他特財の内容		自治会法人化認可等証明手数料													
	<b>一般財源</b>		20,270	千円	21,178	千円	20,031	千円	20,454	千円								
<b>財源合計</b>		20,294	千円	21,198	千円	20,047	千円	20,469	千円									

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	自治会活動推進事業		事業開始年度	平成8年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	単位自治会数	団体	2,620	2,623	2,624
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	自治会への新規加入又は自治会を結成した世帯数	世帯	2,209	1,605	1,994
	自治会管理集会所数	施設	752	752	750
成果目標 (目標設定理由等)	自治会加入率低下に歯止めをかけ、地域コミュニティ組織の基盤強化を図ることで、地域みずからのまちづくり活動を促進する。				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	自治会加入率	%	62.4	63.7	65.2
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>当該事業は、地域コミュニティの中心的役割を果たす自治会への一定の支援、自治会への新規加入や自治会結成のインセンティブの役割を果たしてきたが、最近では、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等様々な要因により、自治会加入率低下に歯止めがかからない状況である。</p> <p>地域コミュニティ協議会発足から約10年、高松市自治基本条例により地域コミュニティ協議会を地域で唯一の地域自治組織として位置づけてから5年が経過し、組織体制も充実しつつあることから、今後の地域コミュニティ活動の促進策について、現在、アンケート調査等も実施し、より効果的な事業を実施できるよう検討している。</p>				
住民意向分析	当該事業による自治会活動への行政支援は、長年地域に浸透しており、住民による自主的な活動である自治会活動の重要性、自治会加入の必要性について、一定の理解を得ている。				
類似都市の状況	事業費内訳	事業費①	事業費③	事業費④	
	松山市	なし	なし		
	高知市	2,044			
	徳島市	1,992			
	高松市	4,766	3,760	4,418	
(注) 1 前ページコスト事業費内訳の番号に対応する。 2 事業費②及び⑤は、比較できないため除く。					
備考					

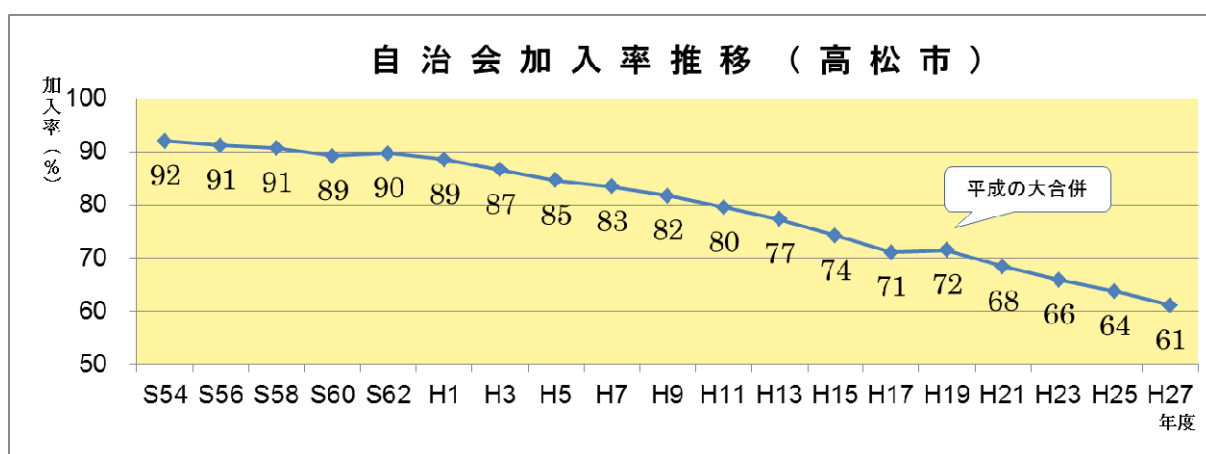
## 自治会活動推進事業

### ■自治会とは

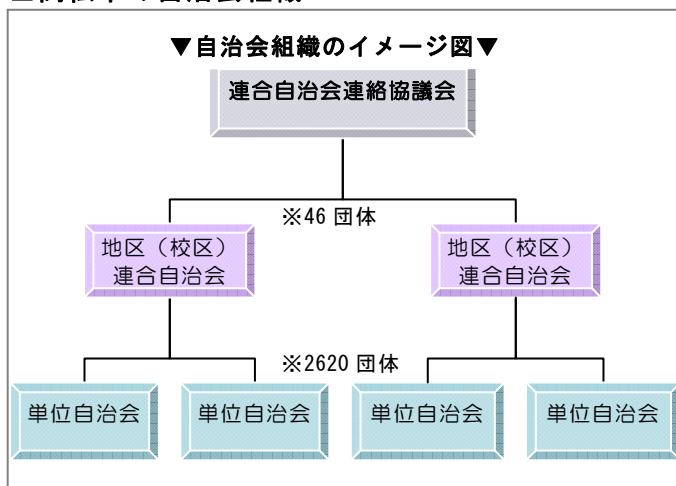
自治会とは、地域の防災・防犯を始め、ごみステーションの管理や地域の美化活動のほか、福祉や親睦活動など、生活に密着した活動に自主的に取り組む地縁組織である。平成27年4月1日時点で、市内には2,600余りの自治会が結成され、日々活動しており、地域コミュニティの中心的役割を担っている。

しかし近年、核家族化やライフスタイルの変化、技術進歩により生活が便利になったこと、生活を支える民間・行政サービスの拡充など、様々な要因により、全国的に自治会加入率は低下しており、本市においても平成元年頃から低下傾向が加速している。

特に、本市においては宅地開発が盛んな地域において自治会加入率が低く、若年層の自治会離れにより、地域の人間関係が希薄化することで、様々な影響が懸念される。



### ■高松市の自治会組織



#### □各地区（校区）連合自治会

各地区（校区）において、単位自治会長により組織され、防犯・防災対策、青少年の健全育成、ごみ問題等、地域の様々な課題解決に向け取り組んでいる。

#### □連合自治会連絡協議会

市内の各地区（校区）連合自治会長により組織され、市民の福祉増進と市政の発展に寄与することを目的に、各連合自治会間の連絡・調整を行うとともに、自治会活動の指導育成に努めている。

自治会加入促進三者協定調印式



#### □連合自治会連絡協議会の主な事業内容

- (1) 各地区（校区）連合自治会相互の連絡
- (2) 自治会活動の総括的企画
- (3) 自治会活動功労者の顕彰
- (4) 市及びその他の関係諸団体との連絡協調
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

# 自治会活動推進事業

## ■補助制度・実績

### 1 高松市連合自治会連絡協議会への補助

(単位：千円)

名称・内容	H24 実績	H25 実績	H26 実績
<b>連合自治会連絡協議会運営補助</b>			
各地区（校区）連合自治会間の連絡・調整や、自治会活動の指導育成に努める高松市連合自治会連絡協議会に対し、その運営費を補助する。	4,142	4,722	4,766
<b>広報等配布受託事業傷害保険料補助</b>			
広報等配布業務に従事する自治会員の危険を担保するため、同業務に係る保険料を補助する。	827	827	827

自治会加入促進キャンペーン展示



市長感謝状等贈呈式



### 2 各地区（校区）連合自治会への補助

(単位：千円)

名称・内容	H24 実績	H25 実績	H26 実績
<b>自治会集会所管理運営補助</b>			
単位自治会の活動拠点である集会所について、単位自治会が負担している管理運営経費を補助する。（1集会所につき5千円）	3,750 (750カ所)	3,760 (752カ所)	3,760 (752カ所)
<b>自治会加入・結成奨励補助</b>			
連合自治会に属する単位自治会への新規加入又は新たな単位自治会の結成に対し補助金を交付する。（1世帯につき2千円）	3,988 (1,994世帯)	3,210 (1,605世帯)	4,418 (2,209世帯)

自治会が管理運営する集会所



平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		交通安全教育等推進事業				<b>事業開始年度</b>		昭和41年度										
<b>上位施策名</b>		交通安全対策の推進				<b>担当局</b>		市民政策局										
<b>根拠法令等</b>		交通安全対策基本法				<b>担当課</b>		くらし安全安心課										
<b>実施の背景</b>		1960年代、交通戦争と呼ばれるほど交通事故が多発し社会問題化し、その後も、モータリゼーションの進展や道路交通網の整備により、交通事故件数は増加したが、昭和45年に交通安全対策基本法が制定され、国を挙げての交通安全対策が進められた。																
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		いまわしい交通事故のない、明るく住みよいまちづくりに寄与する。																
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	市民 (特に交通安全教育は交通弱者といわれる子どもを中心に実施) ※高齢者に対する交通安全対策は、本事業とは別に高齢者交通安全啓発推進事業において実施している。																
	<b>実施方法</b>	■直接実施    ■委託    ■補助金																
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種交通安全教育の実施（交通指導員による歩行・自転車の交通安全教室や交通安全講話など）</li> <li>高松市交通安全都市推進協議会及び高松市交通安全母の会連絡協議会等への補助金の支出とその活動への支援</li> <li>高松市自転車安全運転免許証事業（市内の小4生を対象に、学科及び実技講習を受講した児童に免許証を交付する）や新入学（園）児に対する交通安全用品の配布のほか、反射材効果体験教室や交通安全教室用冊子を作成</li> </ul>																
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)	高齢者交通安全啓発推進事業（高齢者運転免許証返納促進事業・シルバードライバースクール・高齢者交通安全自転車大会の開催など）																
<b>コスト</b>			27年度（予算）		26年度（決算）		25年度（決算）		24年度（決算）									
	<b>事業費合計</b>		27,326	千円	23,732	千円	25,428	千円	25,753	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成26年度分)		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通指導員（6人）・事務員（2人）、短期アルバイトの件数 16,634千円</li> <li>交通安全都市推進協議会、交通安全母の会連絡協議会への補助金 5,815千円</li> <li>自転車運転免許証用カード等購入費 297千円</li> <li>黄色いランドセルカバー購入費 380千円</li> <li>その他、交通読本・反射材教室資材購入費など 606千円</li> </ul> ※25年度決算額までは、高齢者交通安全啓発推進事業の経費を含む。															
	<b>人件費</b>		2.5	人	7,381	千円	2.5	人	7,381	千円	3.5	人	7,240	千円	3.5	人	7,443	千円
	<b>総事業費</b>		45,779	千円	42,185	千円	50,768	千円	51,804	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>																	
	<b>地方債</b>																	
	<b>その他特財</b>																	
	<b>その他特財の内容</b>																	
	<b>一般財源</b>		45,779	千円	42,185	千円	50,768	千円	51,804	千円								
	<b>財源合計</b>		45,779	千円	42,185	千円	50,768	千円	51,804	千円								

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	交通安全教育等推進事業			事業開始年度	昭和41年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	幼稚園、保育所（園）、小・中学校の園児、児童、生徒数	人	50,340	52,621	51,012	
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	幼稚園、保育所（園）、小・中学校での交通安全教室数	回	374	374	358	
成果目標 (目標設定理由等)	幼児、児童及び生徒に必要な交通ルール・マナーを身に付けてもらうために実施した交通安全教育の成果を、高松市内で子どもが関係した交通事故発生件数により定量的に把握する。					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	子ども（未就園児～中学生）が関係した交通事故件数	件	172	187	216	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>子ども向けの交通教室は中学校での教室（26校中10校で実施）を除き、ほぼすべての学校等で実施されている。また、交通安全啓発事業は各地区（校区）の交通安全協力会（自治会）や交通安全母の会、老人クラブなどと連携し、年3回の交通安全運動期間中を中心に交通安全キャンペーンなどを実施している。</p> <p>今後は、交通事故発生件数や傷者数が減少する一方、交通死亡事故が多発している状況を踏まえ、引き続き、現在の事業を継続するとともに、交通死亡事故の被害者になる割合の高い高齢者向けの事業の充実と加害者のほとんどを占める自動車運転者に向け、交通死亡事故抑止の取り組みを県や警察と連携して実施する。</p>					
住民意向分析	<p>平成26年度市民満足度調査結果報告書によると、各施策の不満足度について「交通安全対策の充実」は25年度の第1位から第7位と若干の改善が見られた。 (満足とやや満足の計 H26 32.1%←H25 20.9%)</p>					
類似都市の状況	<p>中核市の交通安全教育等推進事業について、交通安全教室や交通安全キャンペーンなど各種の事業は、概ね本市と同様の内容で行っている。</p>					
備考	<p>※中核市・・・人口20万人以上の都市で、政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市。平成27年4月1日現在、45市が指定されている。</p>					

## 交通安全教育等推進事業

### 【高松市内の交通事故発生状況】

年度	発生件数（件）	死者数（人）	負傷者数（人）
H24	5,053	20	6,154
H25	4,787	14	5,870
H26	4,274	16	5,296

※参考 人口10万人当たりの交通事故発生件数 高松市 999.6

全国の10万人以上都市（269か所）中 ワースト7位  
（近隣都市の状況）

松山市 494.6 高知市 458.2 徳島市 780.1 岡山市 808.9

### 【平成26年度の主な事業実績】

#### ○交通安全教室実績

- ・ 保育所 138回
- ・ 幼稚園 112回
- ・ 小学校 107回
- ・ 中学校 11回
- ・ 養護学校等 6回

このうち、小学校では、新入学児童を対象に歩行時の交通安全教室と小学4年生を対象に自転車の安全な乗り方講習を受講した児童に自転車安全運転免許証を交付する高松市自転車安全運転免許証事業を実施している。



#### 【新入学児童対象の交通安全教室】

また、交通安全母の会や地域団体が自主的に交通安全教室を開催した。

このほか、新入学児童・新入園児に対し、鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いハンカチやワッペン及び交通安全絵本などを配布した。



## 交通安全教育等推進事業

### ○交通安全啓発事業実績

香川県交通安全県民会議と連携し、市内全域（45か所前後）で、県下統一の交通安全キャンペーン等を6回実施した。

また、地区（校区）交通安全母の会が中心となって、市内各地で交通安全キャンペーンが実施され、啓発資材などを配布した。



【県下一斉無言キャンペーン 木太町】

このほか、年間3回行われる交通安全運動期間中をPRするため、市内のコミュニティセンターや小中学校に啓発用のチラシを作成し配布した。



- ・春・秋の全国交通安全運動

各5,000枚

【春の交通安全運動交通安全啓発パレード】

- ・年末年始の交通安全県民運動

12,000枚

なお、交通安全キャンペーンの啓発資材やチラシなどは高松市交通安全都市推進協議会が作成・購入したものを使用している。

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	国民健康保険保健事業		事業開始年度	平成5、20年度				
上位施策名	社会保障制度の適切な運営		担当局	健康福祉局				
根拠法令等	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律		担当課	国保・高齢者医療課				
実施の背景	<p>(特定健康診査)                  国において、高齢化の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であること等から、生活習慣病対策が必要になった。また、不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化の過程で、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者及び予備群の減少を目指すこととなった。これらのことから平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が、特定健康診査等を実施することとした。                  (人間ドック等)                  平成5年5月より、国保加入者の健康保持及び増進を目的として、それまで実施していた基本健康診査、がんの個別健診に加え、人間ドック(一般ドック)助成事業を開始し、その後、9年4月に脳ドック、20年4月に歯科ドックと拡充してきた。</p>							
目的 (どのような状態にしたいのか)	<p>(特定健康診査)                  健診の受診率を高めることにより、的確にメタボリックシンドロームの該当者、予備群の抽出を行い、生活習慣病の発症や重症化予防のための特定保健指導等の事業に繋げていく。                  (人間ドック等)                  被保険者の受診を促進し、疾病の発生の防止、早期発見による重症化の防止等を図り、もって被保険者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚に寄与する。</p>							
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者(特定健康診査と人間ドックの重複受診は不可)						
	実施方法	□直接実施    ■委託    ■補助金						
	事業内容 (手段、手法など)	<p>(特定健康診査)                  対象者へ事前に受診券を送付し、7月1日～10月31日の期間で、市内の特定健康診査実施医療機関で健診を受診する。健診費用については、受診者が一部負担金の1,000円を負担(住民税の非課税世帯及び70歳以上の人は免除)する。                  (人間ドック等)                  受診希望者は、指定医療機関で受診予約の後、市へ補助金の交付を申請し、受診券の交付を受ける。受診者は、当日医療機関に受診券を提出し、補助金との差額を医療機関窓口で支払う。</p>						
	関連事業 (同一目的事務事業等)	特定保健指導						
コスト	27年度(予算)		26年度(決算)		25年度(決算)		24年度(決算)	
	事業費合計	495,707 千円	351,724 千円	352,967 千円	376,354 千円			
	事業費内訳 (平成26年度分)	①特定健診事業費 252,100千円 (委託料235,556千円、負担金8,749千円、事務費7,795千円) ②人間ドック及び歯科ドック助成 27,943千円 (人間ドック助成額 27,847千円、事務費96千円) ③その他(医療費通知、歯科保健指導、医師確保事業県負担金等) 71,681千円						
	人件費	2.2 人 7,381 千円	2.2 人 7,381 千円	2.2 人 7,240 千円	2.2 人 7,443 千円			
	総事業費	511,945 千円	367,962 千円	368,895 千円	392,729 千円			
財源内訳	国県支出金	252,279 千円	181,012 千円	199,369 千円	191,852 千円			
	地方債							
	その他特財		4,265 千円	8,365 千円	7,855 千円			
	その他特財の内容		一般会計からの繰出金					
	一般財源	259,666 千円	182,685 千円	161,161 千円	193,022 千円			
財源合計	511,945 千円	367,962 千円	368,895 千円	392,729 千円				

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	国民健康保険保健事業			事業開始年度	平成5、20年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	特定健診（40歳以上75歳未満の本市国保被保険者）	人	67,107	68,074	67,898	
	人間ドック等（国民健康保険の被保険者（40歳以上））	人	67,128	68,503	67,841	
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	特定健康診査の受診率	%	42.7	42.0	41.5	
	人間ドック等費用の助成（受診者数）	人	1,694	1,564	1,444	
成果目標 （目標設定理由等）	人間ドック受診者数の維持 特定健康診査受診率の向上					
成果 （目標達成状況）	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	内臓脂肪症候群該当者・予備群の出現率	%	26.2	30.6	30.4	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>特定健康診査については、法令に基づき、疾病の予防・早期発見及び市民の健康維持増進に努めるため、国の今期（H25-29）の実施計画の目標値である60%の受診率達成を目指し、継続して取り組んでいる。今後は、特定健康診査における未受診者のうち、通院経験がない者については、医療情報がなく、糖尿病等に罹患していても、保健指導ができないため、病状が進行することが課題になっていることから、これらの者に対する受診勧奨を強化していく。</p> <p>また、人間ドック等については、毎年受診者が増加しているものの、受診率が低いことから、今後とも、積極的に周知啓発を行い、受診の促進に努めることとして、疾病の発生の防止、早期発見による重症化の防止等を図り、被保険者の健康保持増進に努める。</p>					
住民意向分析	<p>特定健康診査の受診率が、年々向上していることから、市民の健康に対する意識も向上しているものと思われる。</p> <p>また、人間ドック等についても、助成件数が年々増加していることから、今後も事業を継続していく必要がある。</p>					
類似都市の状況	<p>平成25年度の中核市（※13ページ参照）における受診率は、1位長野市44.5%、2位岡崎市43.2%、3位船橋市43.0%、本市は第4位であり、平均受診率は31.9%であった。また、県内では、1位綾川町57.7%、2位まんのう町51.7%、3位多度津町44.0%、4位三豊市42.1%、本市は第5位であり、平均受診率は39.8%であった。</p> <p>人間ドック等の助成については、多くの自治体で同様の制度があるが、助成額については、自治体ごとに異なる。</p>					
備考						

# 国民健康保険保健事業

## ○特定健康診査

### 1 目的

食生活の乱れ、運動不足や喫煙習慣などが積み重なって発病する心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病の前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病の発症を予防するもの。

### 2 対象者

40歳以上75歳未満の本市国民健康保険加入者

### 3 健診期間

7月1日～10月末日

### 4 実施場所

市内の特定健康診査実施医療機関(H27:236機関)

### 5 費用(自己負担)

- ・40歳～69歳…1,000円
- ・70歳～74歳、平成27年度市民税非課税世帯に属する方…無料

### 6 内容

問診・身体計測・血圧・尿検査・血液検査(脂質・肝臓・肝機能・血糖・腎機能検査) 貧血検査・心電図・眼底検査(医師が必要と認めた方のみ)

### 7 根拠法

高齢者の医療の確保に関する法律第20条

「保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。

### 8 実施率(受診率)等

	H22	H23	H24	H25	H26(見込み)
受診者数(人)	22,987	24,361	28,173	28,619	28,677
対象者数(人)	66,409	67,489	67,898	68,074	67,107
実施(受診)率(%)	<b>34.6</b>	<b>36.1</b>	<b>41.5</b>	<b>42.0</b>	<b>42.7</b>

### 9 受診勧奨

#### H24.25年度実施対象

- ・過去(現年度以前)数年間の未受診者と44歳以下で連続未受診者
- ・8月末時点での未受診者

#### H26年度追加実施対象

- ・23・24年度の受診者で25年度の未受診者
- ・27年度に新規の対象者(40歳到達者と25年11月以降国保新規加入者)

## 国民健康保険保健事業

### ○人間ドック助成事業

1 目的

疾病の発生防止、早期発見による重症化の防止を図り、被保険者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚に寄与するもの。

2 対象者

40歳以上75歳未満の本市国民健康保険加入者

3 期間

通年

4 実施場所

市内の指定医療機関（H27：26機関）

5 助成内容

(1) 一般ドック

- ・1日コース 15,000円
- ・1泊2日コース 25,000円

(2) 脳ドック 20,000円

6 助成件数

年 度		22	23	24	25	26	
件数 (件)	一般ドック	1日	1,103	1,099	1,088	1,163	1,349
		1泊2日	273	242	217	233	174
	脳ドック		152	140	126	153	161
	計		1,528	1,481	1,431	1,549	1,684
金 額 (千円)		26,410	25,335	24,265	26,330	27,805	

### ○歯科ドック助成事業

1 目的

歯科疾病及び歯科に関連する疾病等の発生防止、早期発見による重症化の防止を図り、被保険者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚に寄与するもの

2 対象者

40歳以上75歳未満の本市国民健康保険加入者

3 期間

通年

4 実施場所

市内の指定医療機関(H27 194機関)

5 助成内容

- ・精密コース 5,200円
- ・標準コース 2,600円

6 助成件数

年 度		22	23	24	25	26
件数 (件)	精密コース	10	11	8	9	6
	標準コース	5	6	5	6	4
	計	15	17	13	15	10
金 額 (円)		65,000	72,800	54,600	62,400	41,600

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		老人保護施設措置事業				<b>事業開始年度</b>		昭和38年度										
<b>上位施策名</b>		高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進				<b>担当局</b>		健康福祉局										
<b>根拠法令等</b>		老人福祉法、老人福祉法施行令、老人福祉法施行規則、高松市老人福祉法施行細則				<b>担当課</b>		長寿福祉課										
<b>実施の背景</b>		おおむね65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的理由により在宅で生活ができない方が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を受けるために、老人福祉法等の基準に基き、市が、養護老人ホームに措置することとなった。																
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		被措置者(入所者)が、養護老人ホームに入所し、施設において自立した生活を営み社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。																
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な者のうち、介護保険法に基づく施設サービスの利用が見込めない高齢者 環境上の理由 ・入院加療を要する病態でないこと ・住居の状況など、現在の環境の下では在宅において生活することが困難なこと 経済的理由 ・生活保護を受けている又は、本人及び生計維持者が市民税非課税であること																
	<b>実施方法</b>	■直接実施    □委託    □補助金																
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般市民のほか、民生委員児童委員、介護支援専門員等からの相談や、庁内関係各課からの相談に基づき、養護老人ホームの入所を希望する高齢者を把握し、訪問等により当該高齢者の環境上の理由及び経済的理由の状況調査を行う。</li> <li>措置が必要な場合、入所判定委員会を開催し、入所の可否を判定する。</li> <li>被措置者の入所に伴う事務費、生活費の支払いとともに、入所者の収入及び扶養義務者の課税に応じて負担金を徴収する。</li> <li>措置後の入所者については、年1回、面接を行い、入所継続の要否について見直しを行う。</li> </ul>																
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																	
<b>コスト</b>			27年度(予算)		26年度(決算)		25年度(決算)		24年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>		408,033	千円	379,127	千円	389,134	千円	396,442	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成26年度分)		(扶助費) 老人保護施設措置費 379,127千円															
	<b>人件費</b>		1.7	人	7,381	千円	1.7	人	7,381	千円	1.7	人	7,240	千円	1.7	人	7,443	千円
	<b>総事業費</b>		420,581	千円	391,675	千円	401,442	千円	409,095	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>																	
	<b>地方債</b>																	
	<b>その他特財</b>		71,544	千円	69,340	千円	72,153	千円	73,536	千円								
			その他特財の内容 老人保護施設入所者負担金															
	<b>一般財源</b>		349,037	千円	322,335	千円	329,289	千円	335,559	千円								
	<b>財源合計</b>		420,581	千円	391,675	千円	401,442	千円	409,095	千円								

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	老人保護施設措置事業			事業開始年度	昭和38年度
対 象 数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	在宅の65歳以上の独居高齢者	人	9,630	9,542	9,431
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	入所(措置)者数	人	180	186	190
成果目標 (目標設定理由等)	<p>養護老人ホームへの入所が必要な高齢者を市において措置する。</p> <p>入所者の状況に応じて、より適した環境での生活を営めるようにする。</p>				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	65歳以上人口当たり措置率	%	0.164	0.176	0.187
	入所者満足度	%	80.0	80.0	70.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>(実施状況と課題) 平成26年度措置者数(H27. 3. 31現在) 180人 別紙1-(2)の表を参照 平成26年度中の入所及び退所人数 入所15人、退所21人</p> <p>(今後の事業方針) 対象者の個々の生育歴や身体状況及び経済状況を十分に考慮し、他の救済する方策が無いなどの、真に措置が必要な人に対して、事業を行っていく。</p>				
住民意向分析	<p>・独居高齢者等の増加に加え、家族間のつながりが希薄になっているため、金銭面の支援や家族親族等からの日常的な世話が得られにくいと考えられる。</p> <p>・段差等により転倒しやすいなどの環境上の理由及び経済的理由により、在宅で生活することができない高齢者のうち、介護保険法による施設サービスの利用が見込めない高齢者の受け入れ先として、入所を希望する方から相談される。</p>				
類似都市の状況	<p>本市と同様に、全国の市町村で老人福祉法等に基づき、一般財源で措置事務が実施されている。</p> <p>別紙 補足資料の4「他市の状況」を参照</p>				
備 考	平成16年度の国の三位一体改革により、一般財源化されている。				

# 老人保護施設措置事業

## 1 事業概要

### (1) 事業概要

養護老人ホームとは、老人福祉法（昭和38年法律第133号、以下「法」という。）第5条の3に規定される「老人福祉施設」のひとつであり、市町村の措置によって入所する施設である。措置の対象となるのは、概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な高齢者である。入所後の施設の費用については、市町村の一般財源から支出する（措置費）とともに、入所者の収入状況及び扶養義務者の課税状況に応じて、入所者負担金及び扶養義務者負担金を徴収している。

### (2) 入所までの流れ

概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な高齢者を、本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査を行い、その結果、養護老人ホームへの措置が必要であると判断した場合、市区町村で定期的（本市では、2か月に一度）に開催される入所判定委員会によって、調査及び本人の健康診断等に基づいて、措置の要否を判定する。措置入所が決定すると、市区町村から、本人の希望する施設へ入所の依頼をし、施設側に受諾されたら、措置入所となる。

#### ・入所判定委員会とは

法第11条第1項第1号及び第2号の規定による老人ホームへの入所措置の適正な実施を図るため、高松市老人ホーム入所判定委員会条例に基づき、医師、老人福祉施設長、市保健所長、市職員の5人以内の委員で組織された委員会であり、委員は、市長が任命、又は委嘱する。

近年の入所判定委員会の状況

	H24	H25	H26
開催回数	5回	6回	6回
申込件数	15件	18件	18件
決定数 (生活保護 受給者)	13件 (4件)	17件 (6件)	16件 (4件)
却下数	2件	1件	2件
却下理由	・対象者の属する世帯の経済的状況 ・身体的状況(完全に自立)	・本人の経済的状況(ほかの施設を検討できるぐらいの収入)	・本人の環境上及び経済的理由 ・本人の経済的状況(同左)

高松市の措置の状況

施設名	施設所在地	措置者数
1 養護老人ホームさぬき	高松市	77人
2 養護老人ホームひぐらし荘	高松市	78人
3 養護老人ホーム土器川荘	丸亀市	1人
4 養護老人ホーム綾歌荘	丸亀市	10人
5 盲養護老人ホーム香東園	さぬき市	11人
6 養護老人ホーム琴平老人の家	琴平町	2人
7 四天王寺悲田院養護老人ホーム	羽曳野市	1人
8 えびな南養護老人ホーム	海老名市	1人
	合計	180人

※H27.3.31現在

## 2 措置費と負担金

### (1) 措置費

- ①事務費 一般事務費…人件費、管理費  
特別事務費…各施設の体制（障害者の受け入れ体制や職員の夜勤体制）に対する加算や各地域の生活水準に合わせた加算
- ②生活費 入所者の食費や日用品費購入のためなどの費用のほか、入院した場合の入院患者日用品費や期末加算、被服費加算など

### (2) 負担金

- ①入所者負担金 入所者の収入に応じて、39階層に区分
- ②扶養義務者負担金 措置決定時に扶養義務者がいる場合、課税状況に応じて、18階層に区分

※措置費、負担金ともに厚生労働省の通知及び指針による技術的助言に基づき定められている。いずれも毎年必要な書類（調書や収入申告書など）の提出を求め、金額の改定を行う。



## 老人保護施設措置事業

	H24	H25	H26
延べ入所者数 (毎月末入所者数×12月)	2,316人	2,275人	2,195人
延べ負担金徴収人数 (うち扶養義務者分)	1,993人 (148人)	1,983人 (146人)	1,891人 (151人)
負担金徴収額 (うち扶養義務者分)	73,536,534円 (1,473,149円)	72,153,524円 (1,442,448円)	69,340,263円 (1,481,596円)

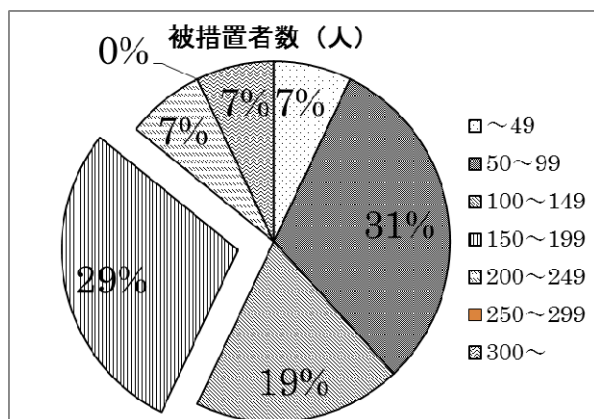
### 3 入所者状況調査

毎年2月頃に、本市が措置している入所者全員に近況や生活状況などを面談するとともに、施設の相談員からも聞き取りを行い、入所継続の要否について見直しを行う（県外施設においては、書類を郵送し、記入してもらう）。

### 4 他市の状況

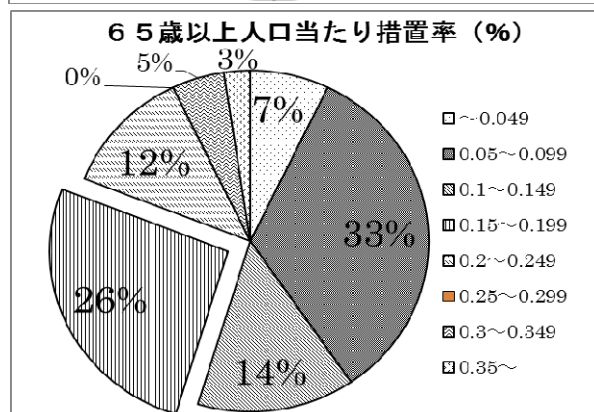
中核市（※13ページ参照）の養護老人ホームの被措置者数及び65歳以上人口当たり措置率は以下のグラフのとおり。

（平成25年度末調査）



被措置者数(人)	市
~49	3
50~99	13
100~149	8
150~199	12
200~249	3
250~299	0
300~	3

高松市は網掛部分に該当



65歳以上人口当たり率(%)	市
~0.049	3
0.05~0.099	14
0.1~0.149	6
0.15~0.199	11
0.2~0.249	5
0.25~0.299	0
0.3~0.349	2
0.35~	1

高松市は網掛部分に該当

### 5 高齢者向け施設と養護老人ホームの関係性

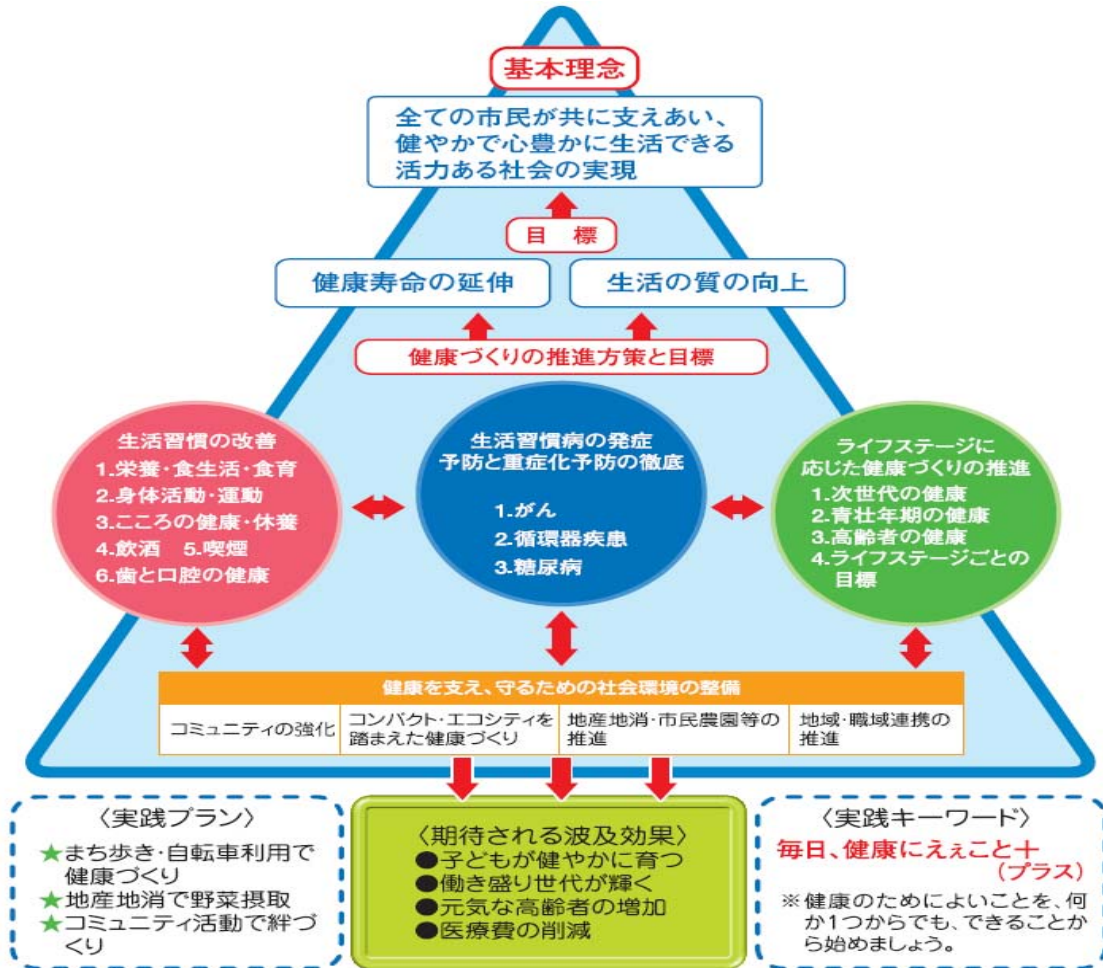
高齢者向け施設は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・ケアハウス・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等施設の種類が多い。居宅において自立した生活が困難な状況の高齢者のうち、身寄りのない高齢者や収入の少ない高齢者が、施設に入所するためには、契約の際保証人が必要であるため困難であることや、費用面等の課題があることから、施設に入所することができない状況である。したがって、養護老人ホームへの措置は、このような困窮した高齢者のための頼みの綱として、セーフティネットの役割を果たしていると言える。

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート																	
事務事業名	健康づくり推進事業				事業開始年度	平成20年度											
上位施策名	健やかに暮らすための健康づくり				担当局	健康福祉局											
根拠法令等	健康増進法、高松市健康都市推進ビジョン				担当課	保健センター											
実施の背景	高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症の方が増えるとともに、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病も増加している。今後、生活習慣病の増加に伴い、医療費や介護保険給付費の増加が予想される。																
目的 (どのような状態にしたいのか)	40歳以上の市民が、健やかで、こころ豊かに暮らすことができるように、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療の促進、寝たきり防止等のための、自主健康管理意識の啓発を行うとともに、健康教育・健康相談・健康診査による成人の健康づくり事業を実施し、壮年期の死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図る。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	40歳以上の市民															
	実施方法	■直接実施 ■委託 ■補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	<p>【健康教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教室：生活習慣病予防や健康増進等、心身の健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持・増進を目的に健康教室を実施する。</li> <li>歯科健康教室：8020運動推進の一環として、歯周疾患等の歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を図る。</li> </ul> <p>【健康相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談：生活習慣病予防や健康増進等、心身の健康など健康の保持・増進を目的に、個別の健康相談を実施する。</li> <li>歯科健康相談：歯の健康に関する必要な指導、助言を行い、家庭における歯の健康づくりを促す。</li> <li>おとなのための歯科相談室：成人を対象に、歯科健診並びに歯周病予防及び義歯についての個別相談を実施する。</li> <li>骨粗しょう症予防教室：骨粗しょう症に対する正しい知識の普及と予防対策を図る。</li> <li>健康手帳の送付：健康診査の記録など自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てていただくため、40歳の者に交付する。</li> </ul> <p>【健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肝炎ウイルス検診：40歳の受診者に節目検診を実施するとともに、節目以外の者に対しても、今まで肝炎ウイルス検査を受けたことが無い者等に検査を実施する。</li> <li>健康診査・特定保健指導（40～74歳の医療保険未加入者）：メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、内臓脂肪の蓄積を未然に把握することにより生活習慣病の予防を図る。</li> <li>成人歯科健康診査：40、50、60、65、70および75歳の者を対象に歯科健診を歯科医療機関で実施する。</li> </ul>															
	関連事業 (同一目的事務事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん対策推進事業</li> <li>特定保健指導</li> <li>精神保健啓発事業</li> <li>難病患者地域支援ネットワーク事業</li> <li>地域食育推進事業</li> <li>介護予防事業</li> <li>母子保健事業</li> </ul>															
コスト			27年度（予算）		26年度（決算）		25年度（決算）		24年度（決算）								
	事業費合計	67,533	千円	63,431	千円	59,962	千円	53,815	千円								
	事業費内訳 (平成26年度分)	健康教育 8,184千円 健康相談 7,008千円 健康診査 48,239千円															
	人件費	10.0	人	7,381	千円	10.0	人	7,381	千円	10.3	人	7,240	千円	10.3	人	7,443	千円
	総事業費	141,343	千円	137,241	千円	136,388	千円	130,477	千円								
財源内訳	国県支出金	20,586	千円	19,412	千円	20,053	千円	15,985	千円								
	地方債		千円		千円		千円		千円								
	その他特財		千円		千円		千円		千円								
	その他特財の内容																
	一般財源	120,757	千円	117,829	千円	116,335	千円	114,492	千円								
財源合計	141,343	千円	137,241	千円	136,388	千円	130,477	千円									

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート					
事務事業名	健康づくり推進事業			事業開始年度	平成20年度
対象数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	40歳以上の市民	人	250,640	247,347	240,877
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	健康教室の開催回数	回	214	258	348
	健康教室の参加人数	人	10,042	11,282	13,921
	健康相談の実施回数	回	178	148	156
	健康相談の参加人数	人	5,384	4,518	6,173
成果目標 (目標設定理由等)	壮年期(働き盛り)の死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上が図られる。				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	がん検診受診率	%	24.9	21.8	22.0
	成人歯科健康診査受診率	%	18.2	14.7	13.3
	特定健康診査の結果、ヘモグロビンA1cが8.4%以上の者の割合(高血糖状態で合併症を発症しやすい者の割合)	%	0.7	0.8	0.9
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病、高血圧、高脂血症、脳卒中、がん、骨粗しょう症・膝痛・腰痛・歯周病など疾病の予防のための健康教室を保健センター及び各地区コミュニティセンターなどで実施している。</li> <li>・教室対象者は、広報等で周知したり、保健委員会組織を通じて参加を呼び掛けている。</li> <li>・教室講師は主に、委託契約した高松市医師会及び高松市歯科医師会の医師・歯科医師及び、保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士などの専門職員である。</li> <li>・市政ふれあい出前講座として、保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士などの専門職員が疾病予防や健康づくりについての講話や相談を行う。</li> <li>・離島・過疎地・高齢者の集まり・各地区の文化祭などで、保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士などの専門職員が健康相談を実施している。</li> <li>・肝炎ウイルスや歯科健診を個人通知にて案内し、医療機関で実施している。</li> <li>・医療保険未加入者に個人通知にて案内し、医療機関で検診を実施し、必要時、保健指導を行う。</li> </ul> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教室は、壮年期世代の参加者数の伸び悩みや教室開催場所の固定化が見られる。</li> <li>・健康相談は、イベント以外では、参加者の高齢化と固定化のため、年々減少している。</li> <li>・地域の医療環境やマスコミ・インターネットでの医療情報量などの変化に伴い、需要が減っている内容もある。</li> </ul> <p>《今後の事業方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い講師を選択できる体制とし、魅力ある教室展開を行う。</li> <li>・今後整備される総合センター毎に、健康都市推進ビジョンの目標達成に向けた系統だった健康教室・健康相談を実施する。</li> <li>・コトデンビル施設を活用し、土日開設するなど、これまで参加しにくかった住民にも参加しやすくする。</li> <li>・医療保険未加入者の健診受診率の増加に向けて、啓発を行う。</li> </ul>				
住民意向分析	健康都市推進ビジョン 市民意識調査において、学んでみたい健康づくりに関する事柄として、「ところや健康やストレスに関すること」「たばこの害にかんすること」「アルコールの害に関すること」があげられている。健康相談時、健康づくりのための望ましい食生活、食習慣についての質問は多く有り関心は高いと考えられる。				
類似都市の状況	いずれの都市も、同様の事業を実施している。ただし、方法、期間、案内方法などは都市毎に異なる。				
備考	健康増進法の概要 (目的) 国民の健康増進の総合的な推進の関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る。				

高松市健康都市推進ビジョン

本計画の基本方針は、健康を支え、守るための社会環境を整備を通じて、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、ライフステージに応じた健康づくりの推進を図り、健康寿命の延伸と生活の質の向上を達成することにより、基本理念に掲げる社会の実現を目指すものである。



健康づくり推進事業実施状況

1 健康教育

土日含む 随時開催：主に午後  
コミュニティセンター、保健センターなど

(1) 【健康教室】

	回数(回)	人員(人)
H26年度	144	6,288

(2) 【歯科健康教室】

土日含む 随時開催：主に午後  
コミュニティセンター、保健センターなど

	回数(回)	人員(人)
H26年度	70	3,754

※ロコモティブシンドローム・・・筋肉、関節、骨などの運動器の障害のために「立つ」「歩く」といった移動機能の低下をきたした状態

【健康教室のテーマ例】

- ・生活習慣病予備軍の運動教室
- ・肺がんについて学ぼう
- ・がん検診啓発
- ・骨粗しょう症予防の食事と運動
- ・正しい姿勢と歩き方教室
- ※
- ・ロコモティブシンドロームについて



## 健康づくり推進事業

### 2 健康相談

土日含む 随時開催：午前・午後  
コミュニティセンター、保健センターなど

#### (1) 【健康相談】

	回数(回)	人員(人)
H26年度	131	4,726

#### (2) 【歯科健康相談】

土日含む 随時開催：午前・午後  
コミュニティセンター、保健センターなど

	回数(回)	人員(人)
H26年度	23	165



#### (3) 【おとなのための歯科相談室】 毎月第4木曜日 13:00~15:00 桜町保健センター

	回数(回)	人員(人)	異常なし(人)	助言指導(人)	受診勧奨(人)
H26年度	12	54	2	24	28

#### (4) 【骨粗しょう症予防教室】 毎月第4木曜日 13:00~14:00 桜町保健センター

	回数(回)	人員(人)	40歳未満(人)	40歳-65歳未満(人)	65歳以上(人)
H26年度	12	439	12	134	293

#### (5) 【健康手帳】 7月に40歳に発送

	対象人員(人)
H26年度	7,413



### 3 健康診査

#### (1) 【肝炎ウイルス検診】 7月~10月医療機関で受診

	受診人員(人)	C型肝炎ウイルス検査(人)		B型肝炎ウイルス検査(人)	
		感染している可能性が高い	感染していない可能性が高い	陽性	陰性
H26年度	1,584	7	1,577	10	1,574

#### (2) 【健康診査】 7月~10月医療機関で受診

	対象人数(人)	受診人員(人)	受診率(%)	指導区分(人)					
				異常認めず	要観察	要指導	治療中	要医療	不明
H26年度	4,279	779	18.2	65	129	67	438	79	1

#### (3) 【特定保健指導】 12月~翌年8月末(6か月間支援) 保健センターなどで実施

	積極的支援			動機付け支援			合計		
	対象人数(人)	利用者数(人)	利用率(%)	対象人数(人)	利用者数(人)	利用率(%)	対象人数(人)	利用者数(人)	利用率(%)
H26年度	41	7	17.1	28	4	14.3	69	11	15.9

#### (4) 【成人歯科健康診査】 7月~翌年2月末まで歯科医療機関で実施

	対象人数(人)	受診者員(人)	受診率(%)	指導区分(人)		
				異常なし	要指導	要指導・要精検
H26年度	34,510	6,269	18.2	369	231	5,669

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		<b>新エネルギー普及促進事業</b>				<b>事業開始年度</b>		H15									
<b>上位施策名</b>		環境保全活動の推進				<b>担当局</b>		環境局									
<b>根拠法令等</b>		高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱 高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱				<b>担当課</b>		環境保全推進課									
<b>実施の背景</b>		平成15年度の「香川県新エネルギー導入実行計画」策定を受け、本市においても地球温暖化を防止し、環境負荷の少ない太陽光など新エネルギーの導入を促進するため、同年から住宅用太陽光発電システム補助制度を創設した。															
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		太陽光発電システム等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、新エネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。															
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	太陽光発電システム未設置住宅、及び太陽熱利用システム未設置住宅															
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	太陽光発電システム(10kw未満)、定置用リチウム蓄電池システム、電気自動車等充給電設備及び太陽熱利用システムを設置した者に対して設置費の一部を補助する。 ①太陽光発電システム設置費補助                                 2万円/1KW、上限12万円 ②定置用リチウム蓄電池システム設置補助                     10万円 ③電気自動車等充給電設備設置費補助                           5万円 ④太陽熱利用システム設置費補助                                 設置費用の1/10 上限10万円 ただし、②、③については、①と同時に併設される者に限る。															
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																
<b>コスト</b>		27年度(予算)		26年度(決算)		25年度(決算)		24年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>	91,664	千円	75,502	千円	90,063	千円	112,059	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成26年度分)	①太陽光発電システム設置費補助                                 72,303千円 ②定置用リチウム蓄電池システム設置費補助                     2,700千円 ③電気自動車等充給電設備設置費補助                             0円 ④太陽熱利用システム設置費補助                                 499千円															
	<b>人件費</b>	1.3	人	7,381	千円	1.3	人	7,381	千円	1.3	人	7,240	千円	1.3	人	7,443	千円
	<b>総事業費</b>	101,259	千円	85,097	千円	99,475	千円	121,735	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>地方債</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財</b>		千円		千円		千円		千円								
		その他特財の内容															
	<b>一般財源</b>	101,259	千円	85,097	千円	99,475	千円	121,735	千円								
<b>財源合計</b>	101,259	千円	85,097	千円	99,475	千円	121,735	千円									

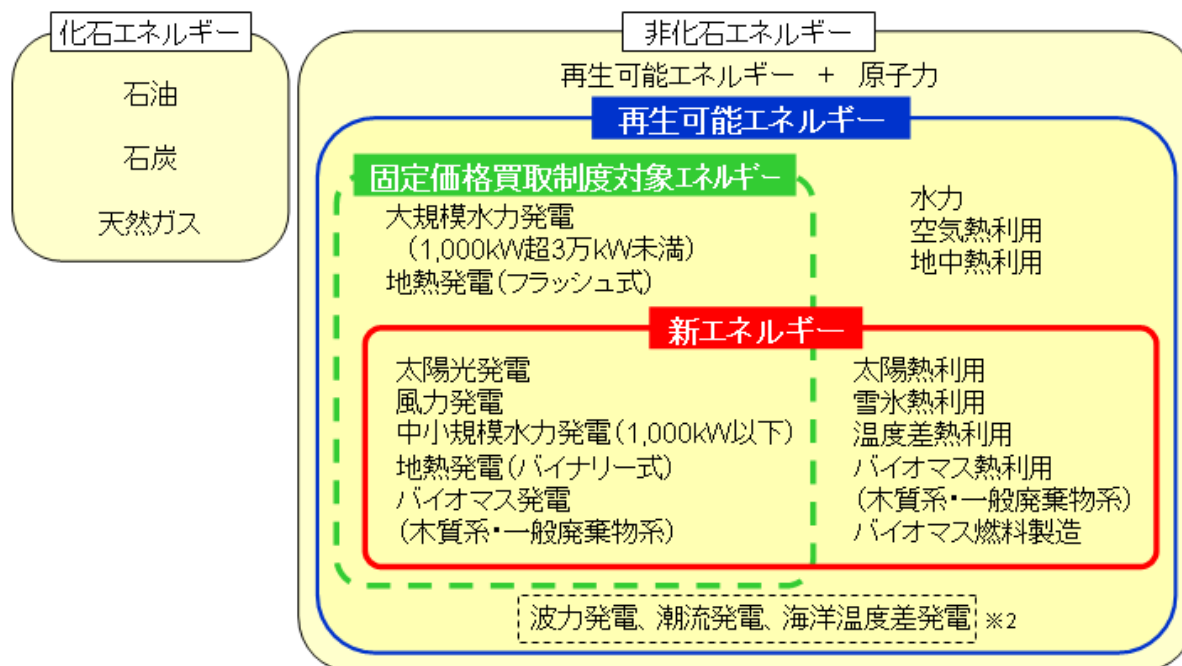
## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	新エネルギー普及促進事業			事業開始年度	H15
対 象 数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	専用住宅新築（建築確認済証交付）件数	件		1,863	1,556
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	太陽光発電システム設置費補助件数	件	762	983	1,205
	太陽熱利用システム設置費補助件数	件	8	10	7
成果目標 (目標設定理由等)	総電力使用量に占める太陽光発電システム設置費補助事業による発電の割合を26年度までに1%以上（市長マニフェスト）				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	地域の総電力消費量に占める太陽光発電システム設置費補助事業による発電量の割合	%	1.18	1.04	0.85
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>【実施状況と課題】補助件数は、平成24年度をピークに国、県と同様、減少傾向となっている。26年度から、太陽光発電システム設置費補助のプラスワン事業として、普及促進を図ることで地球温暖化対策に効果があるものを、国や他市を参考に、蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備設の補助を開始した。</p> <p>【今後の事業方針】国等の動向を注視しつつ、制度の概要等を更に周知・啓発し、太陽光発電システム設置費補助を継続し新エネルギーの導入を促進していく。</p>				
住民意向分析	平成27年1月に実施した、「地球温暖化対策に関する市民実態調査」では、太陽光発電システム設備の導入について、導入済みが5.6% 導入予定が0.7% 導入したいが12.2%、導入予定なしが71.9%となっており、導入予定なし理由として、費用負担が大きいが33.3%となっている。				
類似都市の状況	中核市45市のうち36市で太陽光発電システム設置費補助を実施している。県内では、8市9町すべてで太陽光発電システム設置費補助を実施している。				
備 考	平成20年7月から開始した「事業所用太陽光発電システム設置費補助事業」は、24年7月から国による固定価格買取制度の実施に伴い、採算性が担保されるため、24年度事業仕分けで「不要判定」と指摘されたことを受け検討した結果、24年11月に廃止した。				

## 1 新エネルギーについて

「新エネルギー」とは、太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーをいう。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの」として10種類指定されている。



※：研究開発段階

出典：関西電力

## 2 高松市の太陽光発電システム設置費補助推移

	補助件数 (件)	1件当たり の平均設置 費用(千 円)	1KW当たり の平均設置 費用 (千円)	補助金額 1KW当たり /上限金額 (千円)	県・補助金額 1KW当たり/ 上限金額 (千円)	国・補助金額 1KW当たり/上限 金額 (千円)
22年度	840	2,393	583	40/200	—	70/700
23年度	1,041	2,354	538	30/150	20/80	48/480
24年度	1,205	2,196	466	20/150	20/80	35/350 *1
25年度	983	2,021	431	20/120	20/80	20/200 *2
26年度	762	2,070	405	20/120	20/80	廃止

\*1…1KWあたりの設置費用475千円以下の場合

\*2…1KWあたりの設置費用410千円以下の場合



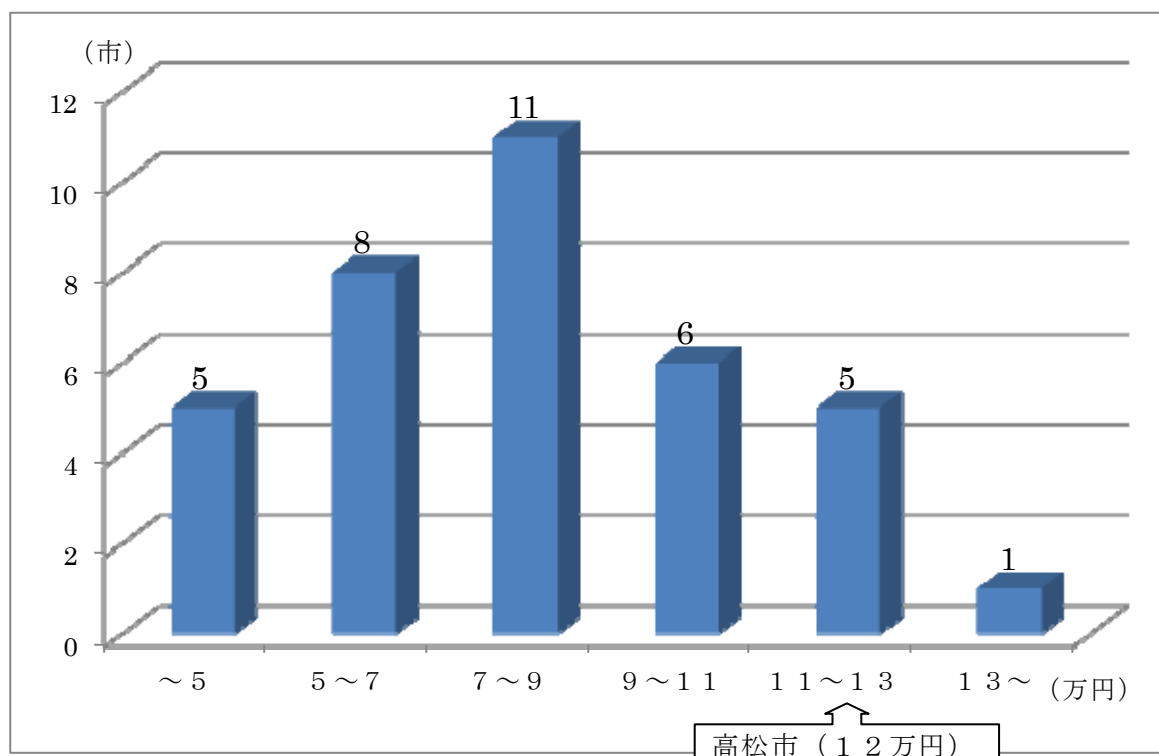
### 3 太陽光発電の固定価格買取制度

太陽光発電を用いて発電された電気を、国が定めた価格・期間で電力会社等が買い取り、その買取りに必要となる費用は、「太陽光発電促進賦課金」として、電気料金に上乗せされ、電気の使用量に応じて利用者で負担する制度。

#### 補助対象(10kw未満)の電力買取金額

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
買取額	48 円	48 円	42 円	42 円	38 円	37 円

### 4 中核市の住宅用太陽光発電システム設置費補助上限額



27年度太陽光発電システム設置費補助実施中核市 36市/45市



太陽光発電システム



定置用蓄電システム



電気自動車充電設備

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

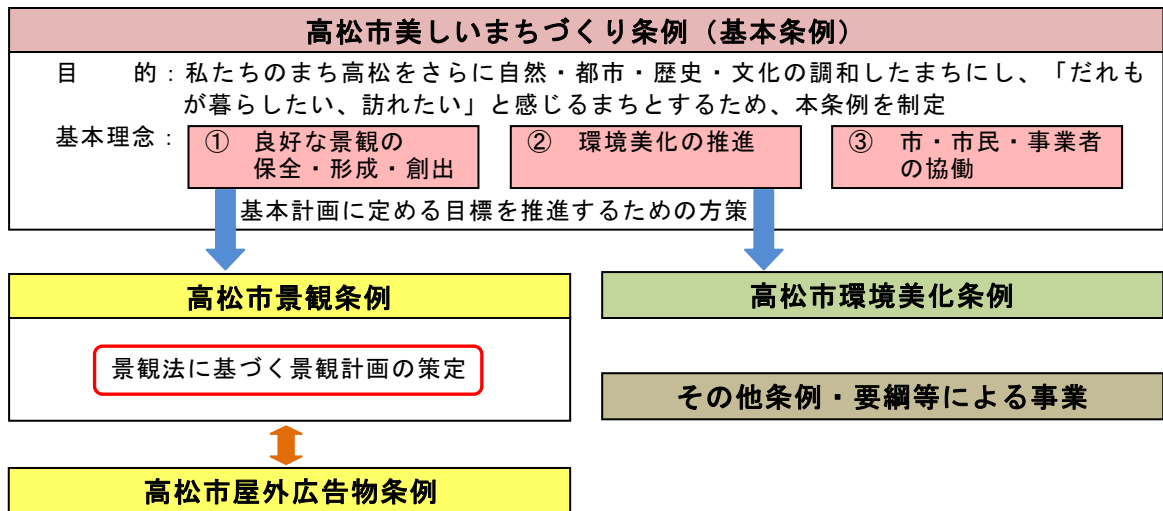
<b>事務事業名</b>		美しいまちづくり推進事業				<b>事業開始年度</b>		平成20年度									
<b>上位施策名</b>		地域に即した都市景観の創出				<b>担当局</b>		都市整備局									
<b>根拠法令等</b>		景観法、屋外広告物法、都市計画法など				<b>担当課</b>		都市計画課									
<b>実施の背景</b>		良好な都市景観を保全・形成・創出するため、景観形成と環境美化の施策を総合的かつ計画的に推進する基本条例を制定し、それに基づく基本計画を策定し、美しいまちづくりを推進する。															
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		自然・都市・歴史・文化の調和した「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちの実現に向け、建築物や屋外広告物等の形態や意匠等に規制・誘導を行い、ゆとりと潤いのある美しいまちにする。															
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	高松市全域															
	<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な建築物、工作物の新築等及び開発行為については、高松市景観計画に定める景観形成基準に適合するよう、景観法に基づく行為の届出の提出を義務付け、美しいまちづくりアドバイザーの指導及び助言に基づき、景観形成基準の適合性を審査している。</li> <li>・高松市内で屋外広告物を設置・表示する場合は、一部の屋外広告物を除き、高松市屋外広告物条例に基づく許認可事務を行っている。</li> <li>・高松市屋外広告物条例の改正に伴い、改正後の基準に適合しなくなった屋外広告物に対し、新たな基準に適合するための改修等に要する経費に対して、段階的な補助率を設けた補助制度を創設し、最大200万円の補助を行っている。</li> </ul>															
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)	屋外広告物対策事業															
<b>コスト</b>			27年度（予算）		26年度（決算）		25年度（決算）		24年度（決算）								
	<b>事業費合計</b>		63,055	千円	27,528	千円	8,388	千円	3,309	千円							
	<b>事業費内訳</b> (平成26年度分)		景観審議会（2回）				163千円										
			まちづくりアドバイザー派遣費				229千円										
			既存不適格広告物改修等補助金				19,840千円										
		屋外広告物管理システム改修				6,156千円											
		その他				1,140千円											
<b>人件費</b>		1.95	人	7,381	千円	1.95	人	7,381	千円	2.90	人	7,240	千円	2.90	人	7,443	千円
<b>総事業費</b>		77,448 千円		41,921 千円		29,384 千円		24,894 千円									
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>																
	<b>地方債</b>																
	<b>その他特財</b>																
			その他特財の内容														
	<b>一般財源</b>		77,448	千円	41,921	千円	29,384	千円	24,894	千円							
<b>財源合計</b>		77,448 千円		41,921 千円		29,384 千円		24,894 千円									

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	美しいまちづくり推進事業			事業開始年度	平成20年度
対象数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	高松市の面積	km <sup>2</sup>	375.20	375.20	375.14
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	美しいまちづくりアドバイザーによる事前協議における指導及び助言件数	件	127	197	113
成果目標 (目標設定理由等)	高松市全域において、地域に即した美しいまちづくりを推進し、誰もが暮らしたい訪れたいと感じる美しいまちを創出する。				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	都市景観に関する満足度	%	25.9	27.1	25.0
	景観条例に基づく届出適合率	%	100.0	100.0	97.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>一定規模以上の建築物等における、景観条例に基づく届出については、昨年度、一昨年度と基準適合率が100%となっていることから、良好な景観形成が図られている。</p> <p>また、屋外広告物については、規制対象区域の市域全体への拡大や、色彩基準の導入などを柱とする「高松市屋外広告物条例」の改正を行ったことから、新基準に適合しなくなった既存不適格広告物の早期改修が求められており、既存不適格広告物改修等補助制度が、積極的に活用されるよう、周知・啓発を実施する。</p>				
住民意向分析	平成21年度の基礎調査より、8割強の市民が、高松の風景・街なみに誇りや愛着を感じ、自然・歴史景観の保全及び道路や公園などの緑化や清掃活動が必要と思っている。				
類似都市の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に基づく景観誘導を実施している中核市は、42都市中37都市である。</li> <li>・屋外広告物の規制・誘導は、権限移譲により、すべての中核市で実施している。</li> <li>・既存不適格広告物の改修等補助制度は、都道府県、政令市、中核市の11都市で実施している。(補助制度策定時)</li> </ul>				
備考					

# 美しいまちづくり推進事業

## ○美しいまちづくりへの取組



### □高松市景観条例について

- ・目的  
高松市美しいまちづくり条例の基本理念にのっとり、景観形成に関し必要な事項を定めることにより、景観の保全、育成又は創造を図り、もって本市をゆとりと潤いのある美しいまちにすることを目的とする。
- ・施策  
**高松市景観計画の策定**…景観形成に関し必要な事項を定める。  
↓  
一定規模以上の建築物等の意匠等に関する規制 ← 景観法に基づき行為の届出を義務化

### □高松市景観計画について

- ・景観計画区域  
高松市全域を「一般区域」として指定するとともに、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定している。
- ・良好な景観形成のための行為の制限に関する事項  
地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるために、区域毎に届出対象行為を定め、その行為に該当するものについては、本計画に定める景観形成基準に適合する必要がある。
- ・景観形成基準適合の審査  
高松市景観条例により、上記の行為を行おうとする者は、事前協議を行う必要がある。この事前協議が提出された際、**高松市美しいまちづくりアドバイザーの指導及び助言**を基に、景観形成基準の適否を判断している。

地 域 区 分		地区指定範囲の考え方
一般区域 (景観ゾーン)	市街地景観ゾーン	平成5年に制定した都市景観条例では、市全域を対象として、大規模建築物等の規制・誘導に取り組んできたことから、景観法に基づく景観計画区域についても、高松市全域を「一般区域」として指定します。 (地先公有水面を含む)
	田園居住景観ゾーン	
	山地・丘陵地景観ゾーン	
	海・島しょ景観ゾーン	
景観形成 重点地区	栗林公園周辺地区	栗林公園周辺（500m範囲）の区域
	仏生山歴史街道地区	仏生山歴史街道都市景観形成地区の区域
	都市軸沿道(11・193号等)地区	サンポート高松玉藻交差点～高松空港までの道路端から30mの範囲

# 美しいまちづくり推進事業

## □高松市美しいまちづくりアドバイザー制度

- ・目的  
美しいまちづくりに関する指導、助言等を行う
- ・業務
  - 1) 美しいまちづくりに関する講演会、勉強会、ワークショップ等における講演及び助言
  - 2) 市民等による美しいまちづくりに関するルールづくりにおける指導及び助言
  - 3) 高松市景観条例に定める事前協議における指導及び助言
  - 4) その他市長が必要と認める業務

### ・活動実績及び事業費

年度	景観条例に基づく事前協議 <sup>3)</sup>		事業費
	回数	件数	
24年度	12回	113件	258千円
25年度	12回	197件	229千円
26年度	12回	127件	229千円

## □屋外広告物条例について

- ・目的  
屋外広告物の表示等に関する規制その他の必要な措置を講ずることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

- ・施策  
屋外広告物の意匠・形態・色彩に関する規制

↓  
条例改正（平成26年4月1日施行）  
規制地域を市域全域へ拡大  
色彩規制の導入 など

改正前に適法に設置・表示されている屋外広告物で、改正後の新しい基準に適合しなくなった広告物（既存不適格広告物）には改修等の費用に対し、**補助制度を創設**

## □既存不適格広告物改修等補助制度について

- ・目的  
美しいまちづくりの実現に向け、既存不適格広告物の広告主等に対し、改修等に要する経費を補助することで、早期改修等を目的とする。
- ・補助金の額

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{補助金額} \leq \text{補助限度額}$$

1,000円未満の端数は切捨となります。

交付決定年月日	《一般的な区域》		《特別な区域》	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
平成25年9月27日～平成28年3月31日	2/3	66.6万円	100%	200.0万円
平成28年4月1日～平成31年3月31日	1/2	50.0万円	2/3	133.3万円
平成31年4月1日～平成36年3月31日	1/3	33.3万円	1/2	100.0万円

（※1）高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区に限る。  
（※2）4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域は除く）をいう。  
■補助対象経費は、既存不適格広告物の改修等に係る経費とし、次に該当する経費は含みません。  
（1）品質の向上及び形状の拡大等に要する経費  
（2）改修等に伴う許認可に要する経費

- ・交付実績

年度	補助件数		交付金額
	一般的な区域	特別な区域	
25年度	1件	1件	886千円
26年度	10件	9件	19,840千円

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	生涯学習センター管理運営事業				事業開始年度	平成14年度											
上位施策名	生涯学習の推進				担当局	教育局											
根拠法令等	高松市生涯学習センター条例				担当課	生涯学習センター											
実施の背景	<p>生涯学習センターは、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応できる生涯学習の中核施設として設置している。</p> <p>市民の生活様式・価値観の変化に対応するため、日曜日・休日に開館するほか、火曜日～土曜日の夜間についても、開館時間を午後10時までとするなど、適切な運営と施設の維持管理を行うことにより、生涯学習の振興に寄与している。</p>																
目的 (どのような状態にしたいのか)	<p>今後とも生涯学習の中核施設としての機能を十分に果たせるよう、市民の幅広い学習ニーズに対応した学習の場を提供するため、適切な運営と施設の維持管理に取り組む。</p>																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民（生涯学習に関心のある市民等）															
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	<p>生涯学習センターは、生涯学習に係る機会の総合的かつ効果的な提供を促進し、市民の生涯学習の振興に資するため設置したもので、市民の学習ニーズや現代的課題を踏まえた講座・講演会や、地域の生涯学習を推進する人材養成のための講座などを、主催事業や大学・国・県等との共催事業としてのほか、市民や民間企業等の参画も得ながら開催するとともに、生涯学習に関する情報や、貸館として施設・設備等を、広く市民に提供している。</p> <p>施設の利用者が安全・快適に利用し、効果的に学習等に取り組めるよう、施設・設備の維持管理の委託料や、正規職員6人（うち管理運営担当1.8人）、嘱託職員7人分の人件費、光熱水費等を措置し、適切な運営と施設の維持管理に取り組んでいる。</p>															
	関連事業 (同一目的事務事業等)	生涯学習推進事業、市民参画促進事業、公共施設利用総合情報システム管理事業															
コスト	27年度（予算）		26年度（決算）		25年度（決算）		24年度（決算）										
	事業費合計	36,493	千円	38,180	千円	35,774	千円	39,000	千円								
	事業費内訳 (平成26年度分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営協議会費 98千円</li> <li>・ 非常勤嘱託職員報酬等 12,971千円</li> <li>・ 運営事務費 1,181千円</li> <li>・ 電気・水道及び電話料等 4,668千円</li> <li>・ 建物維持管理費 19,262千円</li> </ul>															
	人件費	1.8	人	13,286	千円	1.8	人	13,286	千円	1.8	人	13,032	千円	1.8	人	13,397	千円
	総事業費	49,779	千円	51,466	千円	48,806	千円	52,397	千円								
財源内訳	国庫支出金		千円		千円		千円		千円								
	地方債		千円		千円		千円		千円								
	その他特財	9,377	千円	7,581	千円	8,215	千円	8,413	千円								
	その他特財の内容		貸館使用料、資料等複写料、自販機電気代														
	一般財源	40,402	千円	43,885	千円	40,591	千円	43,984	千円								
財源合計	49,779	千円	51,466	千円	48,806	千円	52,397	千円									

平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	生涯学習センター管理運営事業			事業開始年度	平成14年度	
対 象 数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	高松市の人口	人	427,000	426,000	426,000	
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	開館日数	日	308	307	308	
成果目標 (目標設定理由等)	施設利用率、来館者数の増加					
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度	
	施設利用率	%	49.8	53.2	50.8	
	来館者数	人	44,755	46,425	51,530	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>少子・高齢化の一層の進展や、市民の学習ニーズの複雑・多様化など、生涯学習センターを取り巻く環境が変化する中で、利用率や来館者数の維持・増加を図るため、今後においても、市民の幅広い学習ニーズや、現代的課題等を踏まえながら、学習機会の場を提供する。</p> <p>また、より一層、市民に親しまれる生涯学習センターとするために、講座やイベントなどの月刊情報誌「まなびかんづめ」や、チラシ等の配布先を高松市の文化施設を中心に増やしたり、新たな企画・講座の開設等に取り組むなど、新規利用者の開拓に向け、施設・講座のPRや魅力向上に努める。</p>					
住民意向分析	<p>平成24年に実施した生涯学習市民意識アンケートによると、今後、生涯学習は「必要」「どちらかといえば必要」が合わせて88.6%、生涯学習を「したい」「機会があればしてみた」が合わせて78.1%となっており、生涯学習のニーズは高い。</p> <p>また、生涯学習センターの満足度は、無作為抽出分が「大変満足」「満足」の56.4%に対して、「少し不満」と「大変不満」が18.0%、また、施設利用者分が「大変満足」「満足」の51.5%に対して、「少し不満」と「大変不満」が11.3%と、いずれも満足が不満を大きく上回っており、一定の評価を得ている。</p>					
類似都市の状況	<p>徳島市（中央公民館） 【単独施設】 延床面積 5,723.25㎡</p> <p>来館者数：26年度 1,346人（2か月分） 25年度 40,387人（9か月分） 24年度 58,943人 ※H26.1～H27.1休館</p> <p>高知市（中央公民館） 【大ホール、まんが館等との複合施設】 延床面積 5,189.00㎡</p> <p>来館者数：26年度 110,623人 25年度 111,487人 24年度 116,133人</p> <p>岡山市（中央公民館） 【障害者センター、老人センター等との複合施設】 延床面積 1,429.00㎡</p> <p>来館者数：26年度 45,262人 25年度 45,759人 24年度 43,385人</p>					
備 考						

# 生涯学習センター管理運営事業

## 1 施設の概要

- ・ 名 称 高松市生涯学習センター（愛称：まなびCAN）
- ・ 開館日 平成14年5月1日
- ・ 所在地 高松市片原町11番地1（むうぶ片原町ビル内）
- ・ 建築面積 1,560.31㎡
- ・ 延床面積 3,186.24㎡
- ・ 開館時間 午前9時～午後10時（日曜日と国民の祝日：～午後5時）
- ・ 休館日 毎週月曜日 年末年始

### ■ 各施設の規模と用途

施設名	広さ	定員	主な用途
多目的ホール	301㎡	220人	会議・講演・イベント・軽スポーツ等
大研修室	224㎡	90人	会議・講演・研修等
小研修室	84㎡	42人	会議・講演・研修等
和室	18畳	24人	茶華道・会議等
OA実習室	91㎡	20人	OA実習
実習室	90㎡	32人	七宝焼・絵画・パッチワーク等
音楽室	90㎡	16人	音楽練習・録音用
視聴覚室	84㎡	42人	視聴覚学習・会議・講演・研修等
市民ギャラリー	66㎡	—	展示用

### ■ 各施設の利用料金

（単位：円）

施設名	午前		午後		夜間		午前・午後		午後・夜間		全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午後10時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午後10時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午後10時から 午後5時まで
多目的ホール	14,250	20,300	20,300	24,290	34,550	44,590	44,590	53,020	53,020	53,020	53,020	53,020
大研修室	5,830	7,870	7,870	9,500	13,700	17,370	17,370	20,810	20,810	20,810	20,810	20,810
小研修室	2,160	2,910	2,910	3,550	5,070	6,460	6,460	7,770	7,770	7,770	7,770	7,770
和室	1,180	1,510	1,510	1,830	2,690	3,340	3,340	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
OA実習室	2,370	3,240	3,240	3,770	5,610	7,010	7,010	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420
実習室	2,370	3,240	3,240	3,770	5,610	7,010	7,010	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420
音楽室	2,370	3,240	3,240	3,770	5,610	7,010	7,010	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420
視聴覚室	2,160	2,910	2,910	3,550	5,070	6,460	6,460	7,770	7,770	7,770	7,770	7,770

#### 《備考》

- 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額となります。
- 申込時間を経過し、又は繰り上げて使用するとき、経過又は繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収します。この場合、30分を超える端数については、1時間とみなします。
- 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げます。

### ■ 市民ギャラリー使用料

使用単位	使用料
1日	3,990円

### ■ 冷暖房装置使用料

種別	区分	市民ギャラリー以外の施設
冷暖房料		その施設の使用料の2分の1の額

《備考》使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げます。

## 2 使用料の返還についての規定

### ○高松市生涯学習センター条例 第5条第2項

既納の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

### ○高松市生涯学習センター条例施行規則 第13条第1項

条例第5条第2項ただし書に規定する使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用料を納付した者が使用開始日の1週間前までに第8条の規定による届出をしたとき 6割以内で委員会の定める額



## 生涯学習センター管理運営事業

### 3 一般的な研修室・会議室（70～130㎡程度、冷暖房料込み）の1時間・1㎡あたり使用料単価の比較

区分	午前（9:00～12:00）	午後（13:00～17:00）	夜間（18:00～22:00）
生涯学習センター（市）	@12.9円	@13.0円	@15.8円
指定管理施設A（市）	@30.3円	@27.7円	@27.7円
指定管理施設B（市）	@19.3円	@19.8円	@19.8円
指定管理施設C（市）	@9.2円	@7.8円	@9.8円
指定管理施設D（市）	@8.5円	@8.5円	@8.5円
指定管理施設E（県）	@16.1円	@18.1円	@18.1円
指定管理施設F（県）	@15.5円	@15.4円	(-21:00) @15.5円
直営施設G（県）	@11.4円	@13.7円	—
(参考) 公的機関施設H	@23.7円	@23.7円	(-21:00) @31.6円

### 4 来館者数・利用率

(単位:人、%)

施設名	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	主催	貸館	計	利用率	主催	貸館	計	利用率	主催	貸館	計	利用率
多目的ホール	4,804	5,570	10,374	27.4%	3,028	5,938	8,966	29.7%	4,060	5,425	9,485	29.7%
大研修室	3,894	6,550	10,444	52.5%	3,400	5,266	8,666	51.0%	3,875	4,533	8,408	51.2%
小研修室	367	7,384	7,751	82.0%	227	7,806	8,033	88.8%	108	7,462	7,570	80.2%
和室	36	2,383	2,419	67.3%	181	2,366	2,547	65.8%	140	2,120	2,260	60.9%
OA実習室	688	899	1,587	32.8%	772	306	1,078	23.8%	733	328	1,061	22.3%
実習室	1,486	902	2,388	36.9%	1,770	1,239	3,009	46.3%	1,670	1,129	2,799	49.8%
音楽室	299	978	1,277	28.8%	429	1,113	1,542	39.5%	371	786	1,157	27.6%
視聴覚室	1,517	5,730	7,247	78.5%	1,514	6,270	7,784	81.0%	1,751	5,030	6,781	76.8%
市民ギャラリー	6,674	1,369	8,043	40.7%	3,947	853	4,800	30.5%	4,052	1,182	5,234	35.5%
合計	19,765	31,765	51,530	50.8%	15,268	31,157	46,425	53.2%	16,760	27,995	44,755	49.8%

※ 主催には共催事業を含む。利用率の合計欄は、利用率(市民ギャラリーを除く。)の平均を示す。

### 5 平・休日別利用率(平成26年度)

施設名(↓)	事業別(→) 平・休日別 開館日数	主催		貸館		合計	
		平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
多目的ホール	193日	19.7%	13.9%	2.0%	30.1%	21.6%	43.2%
大研修室	193日	39.1%	14.2%	16.6%	34.6%	54.1%	47.2%
小研修室	193日	2.5%	2.7%	83.1%	71.1%	84.1%	73.8%
和室	193日	4.7%	2.5%	50.0%	73.1%	52.7%	75.0%
OA実習室	193日	19.5%	10.1%	7.9%	4.6%	27.4%	13.8%
実習室	193日	33.0%	29.9%	23.6%	18.9%	51.4%	47.9%
音楽室	193日	8.3%	15.4%	8.5%	37.0%	16.8%	46.4%
視聴覚室	193日	37.8%	13.2%	57.4%	65.3%	78.3%	73.9%
市民ギャラリー	193日	35.7%	27.8%	1.0%	6.0%	36.7%	33.8%
平均	193日	20.6%	12.7%	31.1%	41.9%	48.3%	52.6%

※主催には、共催事業を含む。平均欄は、市民ギャラリーを除く利用率の平均を示す。

### 6 時間帯別稼働率(平成26年度)

施設名	午前	午後	夜間	平均
多目的ホール	24.4%	26.3%	9.5%	20.9%
大研修室	37.7%	41.6%	8.3%	30.8%
小研修室	49.0%	58.4%	28.5%	46.6%
和室	28.3%	43.8%	17.8%	30.9%
OA実習室	11.4%	18.5%	0.4%	10.8%
実習室	27.3%	40.3%	1.7%	24.7%
音楽室	13.6%	21.4%	3.3%	13.5%
視聴覚室	44.5%	61.0%	20.3%	43.6%
平均	29.5%	38.9%	11.2%	27.7%

メ 毛 欄

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for drawing or writing.

## 高松市役所周辺案内図



### 《 交通アクセス 》

- JR高松駅から徒歩約15分
- 琴平電鉄瓦町駅から徒歩約10分
- ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分
  - // 高松市役所バス停下車徒歩約1分
  - // 市役所西バス停下車徒歩約1分

### 《 駐車場のご案内 》

- 高松市中央駐車場（中央公園地下駐車場）
  - ※ 市役所13階で来庁証明を受けると、駐車料が1時間分無料になります。



高松市の公開事業評価や行政改革に関するお問い合わせ先

**総務局 人事課(行政改革推進室)**

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号(本庁舎3階)

電話 : 087-839-2160 FAX : 087-839-2190

Eメール: [jinji@city.takamatsu.lg.jp](mailto:jinji@city.takamatsu.lg.jp)